

生 徒 心 得

1 一般の心得

本校教育の目標を達成するためにこの規約を作った。常にこの規約に従って行動しなければならないのはもちろんであるが、次に定められた規約以外のことでも本校生徒としての自覚の上に立って、適切な判断をして行動し、本校のよき校風を育てるように互いに努めること。

2 諸 届

(1) 次の場合は届け出ること。

ア 欠席、忌引、遅刻、早退は事前に届け出ること。ただし、病欠欠席 1 週間以上に及ぶときは医師の診断書を添えること。なお、忌引日数は次のとおりとする。

(ア) 一親等（父母） 5 日以内

(イ) 二親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日以内

(ウ) 三親等（伯叔父母、曾祖父母、おい、めい） 1 日以内

イ 住所もしくは保証人を変更したとき。※住所変更… [住所変更届]

※保証人変更… [保証人届及び誓約書]

ウ 生徒ならびに家族が学校感染症にかかったとき、及び死亡したとき。

エ 校舎、備品などを破損したとき。※ [破損届]

オ 校内で所持品等を紛失したとき。または、盗難にあったとき。※ [紛失・盗難届]

カ 生徒証を紛失したとき。※ [生徒証再交付願]

キ 暴力、その他非行行為によって被害を受けたとき、及び目撃したとき。

ク 事故を起こしたとき。または補導を受けたとき。

(2) 次の場合は届け出て許可を得ること。

ア 遅刻し、入室するとき。また、早退するとき。

※遅刻… [遅刻届（入室許可証）]

※早退… [早退願]

イ 登校後から放課後までに校外に外出する必要があるとき。 ※ [外出願]

ウ 休学、退学、転学を希望するとき。※休学… [休学願]

※退学… [退学願]

※転学… [転学願]

エ・アルバイトは【原則禁止】

・家庭の事情によりアルバイトが必要な場合は、長期休業中のみに行う。

・家庭の事情により学期中にアルバイトを希望する場合。（経済的理由のみ）ただし、土・日・祝日のみ

・アルバイトの条件は、原則次の通りとする。

上記の生徒で欠点科目を有している生徒は、アルバイトはできない。

授業、実習、部活動に支障がないこと。

職種が健全なもの。（労働基準法第 62 条、第 63 条による→70 ページを参照）

午後 10 時までには必ず帰宅すること。(労働基準法第 61 条に準ずる→70 ページを参照)

- ・無断アルバイトは、指導の対象となる。
- ・アルバイトは、年度ごとに申請する。

※ [アルバイト願]

オ 旅行するとき。ただし、保護者もしくは保護者の同意のある者の同行、または、保護者の承諾がある場合に限り許可する。

※ [旅行届・学生割引証交付願]

カ 身体的負傷等により異装するとき。

※ [異装願]

キ 通学に自転車を使用するとき。

※ [自転車通学願]

3 礼 儀

- (1) 品位のある正しい言葉を使い、青年らしい率直な表現態度をとること。
- (2) 目上の者には尊敬の意を表し、生徒相互ならびに知人に対しても礼を尽くして挨拶すること。
- (3) 職員・来客に出会った場合は会釈し、応対には礼を失することのないように努めること。
- (4) 入室する際は、必ずノックをすること。

4 服 装

- (1) 服装は学校規定のものを着用し、常に質素にして清潔を保ち、端正な着こなしをすること。
- (2) 学生服は以下の中から選択できる。

<冬服>

- ・指定の学生服(左襟に校章)・ズボン・指定セーター、白無地長袖カッターシャツ(男子規格)
- ・指定ブレザー・スカート・指定長袖ブラウス・指定リボン又はネクタイ・指定セーター(女子規格)
- ・指定ブレザー・スラックス・指定長袖ブラウス・指定リボン又はネクタイ・指定セーター(女子規格)

<合服>

- ・指定のズボン、白無地長袖カッターシャツ・指定セーター(男子規格)
- ・指定のスカート・指定ブラウス・指定リボン又はネクタイ・指定セーター(女子規格)
- ・指定のスラックス・指定ブラウス・指定リボン又はネクタイ・指定セーター(女子規格)

<夏服>

- ・指定のズボン・指定半袖カッターシャツ(男子規格)
- ・指定のスカート・指定半袖ブラウス(女子規格)
- ・指定のスラックス・指定半袖ブラウス(女子規格)

- (3) 登下校は白・黒を基調とした運動靴またはローファーとする。また、校内の上履きも指定のものとする。
- (4) 靴下は、白・黒・紺を基本とし、華美な色や形は避ける。(変形ソックスは不可)
- (5) ストッキング(黒)の着用は認める。紺・黒系の華美でない靴下を併用してもよい。
- (6) 下着は、華美でないものとする(ワンポイント模様は可)。赤・黄・青等の色は不可。また、ハイネック類も不可。
- (7) ベルトは黒・紺・茶などの華美でないものを基本とし、派手な柄や華美な装飾のないものとする

こと。

- (8) 登下校の防寒着としてマフラー（長すぎないもの）、手袋、ダウン等華美でないもの（黒・紺・茶・グレー・白）を認める。校舎内では着用しない。
- (9) 頭髮は高校生らしい清潔、清楚な髪型とし、相手に不快感を与えないようにすること。
- (10) パーマ、薬品、ドライヤー等による変色、極端な長髪、特異な髪型、そり込み、付け毛、その他技巧等を行わない。
- (11) 女子の髪留めは、華美でないピンやゴムひもを使用すること。
- (12) ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等の装身具、及びつめへの装飾・眉毛の加工、化粧等を行わない。
- (13) 身体的負傷等やむを得ない理由によって、本校指定の服装で通学できない場合、異装届を提出し、許可を受けること。
- (14) 通学鞆は、以下の条件を満たすものを使用する。
 - ア 黒・紺・茶・グレー・白を基調としたもの。
 - イ BYOD用端末機器（タブレット P C）を持ち運ぶのに適したもの。
（落下等の衝撃に耐えうるもの）
 - ウ 入れ口を閉じることができ、機能性のあるもの。
 - エ 全体として華美でないもの。

5 校内生活

(1) 授業及び考査

- ア 常に自発的態度をもって学習し、創意工夫に努めること。
- イ 考査はまじめに受験し、いやしくも不正行為に及んだり、その疑いを受けるような行動は絶対にしないこと。

(2) 実 習

- ア 実習はすべて積極的研究的に行い、知識と技能の習得に努めること。
- イ 実習服、実習帽、長靴等は更衣室に整理整頓し、他人のものは絶対に使用してはならない。

(3) 所持品遺失物

- ア 所持品には必ず学年、組、名前を記入すること。
- イ 運動、実習、その他のために更衣するときには所定の場所で行い、所持品を紛失しないように各自注意すること。
- ウ 学習に不必要な物（携帯音楽プレイヤー・化粧品等）は持参しないこと。
- エ 携帯電話は玉丘寮を除く、校内での使用を禁止する。（玉丘寮での使用は、別途に定めている。）
通学鞆に入れていない場合や使用しているのを見つけた場合は、「預かり指導」を行う。
- オ BYOD用端末機器（タブレット P C）は、別に定める使用上の注意を守って使用する。

(4) 清 掃

- ア 学校の環境の整備に心がけ、常に清掃美化に努めること。
- イ 清掃用具が消耗または破損したときは係職員に申し出て新品と交換すること。

(5) 集会、出版物、掲示物

- ア 集会を行うときは担任または顧問に申し出ること。

イ 出版にあたっては、責任者は原稿に十分な注意を払い、編集整理については顧問の指導を受けること。

ウ 掲示物は生徒指導部の許可を得ること。

(6) 校舎校具、公共物、火気使用

ア 学校の施設、備品は大切に扱わなければならない。もし誤って破損、紛失した場合は係職員に必ず届け出てその指示を受けること。 ※ [破損届]

イ 電気、ガス等を使用するときは、その責任者は必ず係職員の許可を受けること。使用後は直ちに後始末を完全にし、その旨係職員に報告し、不慮の災害の起こらないように注意すること。

ウ 校舎、校具、運動具その他公共物を授業以外に使用したいときは係職員の許可を受け、使用後は必ず所定の場所に返却して報告すること。

(7) 部活動

対外的な部活動には本校の名をはずかしめるような言動は慎むこと。

(8) 自動販売機の利用について

自動販売機は指定の場所と時間において利用する。校舎内へのカップジュース等の持ち込みは禁止する。

(9) 校内生活一般

ア 登校後放課時間までは職員の許可なく舎室に入ってはならない。(寮生)

イ 金銭及び物品は貸借してはならない。

ウ 許可なく金銭物品を集めてはならない。

6 校外生活

(1) 校外生活一般

ア 校外においても、常に本校生徒としての自覚と誇りをもってまじめな態度で行動すること。

イ 外出する時には必ず行き先、用件、時間などを家人に伝えておくこと。また、原則として外泊はしないこと。

ウ 高校生として好ましくない集会場、飲食店、遊技場等への立ち入りを禁止する。

エ 家庭においては余暇の善用に努めること。

7 通学について

(1) 登校時間 8 時 30 分

下校時間 3 月～10 月 18 時

11 月～2 月 17 時 30 分

(2) 登下校は必ず正門または南門から行う。

(3) 届け出た通学方法と通学路を守る。(変更がある場合は、速やかに申し出る) ※ [通学路調査]

(4) 制服を着用する。但し下校時に関しては、体操服又は部活同統一の部活動着の下校を認める。

(5) 許可なく寮には立ち入らない。

(6) 弁当を持参する。

(7) 登校後は原則として外出できない。(休憩時間の校外への買い出しは不可)

(8) 徒歩・自転車にかかわらず、危険であるため、イヤホン等を聞きながらの登校はしない。

(9) 自転車通学生は、以下の自転車通学の心得を守る。

- ア 「自転車通学願」を提出し、必ず鑑札の交付を受ける。鑑札は後輪の泥よけの見やすい場所に付ける。※〔自転車通学願〕
- イ 自転車は・防犯登録・ベル・ライト・反射板・かぎ・両足スタンドを装備しているものとする。
- ウ ハンドル・ライト・ブレーキなどの整備を日ごろから十分にしておく。
- エ 変形（ハンドル、ハブステップ等）した自転車や整備不良の自転車は認めない。
- オ 雨天時には雨合羽を着用する。雨合羽は安全で華美でないものとする。明るめの色が望ましい。
- カ 道路交通法を守ること。特に二人乗り・並進・片手・手放し・無灯火・傘さし・一旦停止違反・携帯電話等の使用・イヤホン等による音楽を聞きながらの走行など、危険な運転はしない。
- キ 自転車は指定の場所に鍵をかけて保管する。
- ク 自転車の貸し借りをしない。

8 運転免許証取得について

本校では、保護者と学校とが一体となって、生徒の命を守る立場から「3 ない運動」を実施している。この趣旨に則り、次の事柄を守ること。

- ア バイクの運転免許をとらない。
- イ バイクを買わない。
- ウ バイクに乗らない。（バイクの後ろに同乗もしない）

運転免許証の取得（3 年生のみ対象）は許可制であり、自動車教習所の入所に際しては校長の許可証を必要とする。詳細は別に指示する。

9 生徒の選挙運動・政治的活動などについて

- （1）学校の構内での選挙運動・政治的活動・投票運動については、禁止する。（教育基本法に明示された教育の政治的中立性を確保し、教育活動を円滑に実施するため）
- （2）学校の構外での活動参加については、保護者・生徒本人の責任で判断する。
- （3）選挙権については、必要に応じて期日前投票の制度も活用し、積極的に行使する。

10 部活動特別許可練習について

部活動特別許可練習は、以下の通りとする。

- （1）考查 1 週間前から考查最終日前日までの期間は、原則部活動を禁止する。
- （2）考查終了後 3 週間を目途に開催される公式戦へ参加する場合に限り、活動を認める。その際は必ず「部活動特別許可願」を提出する。但し顧問が不在の場合、活動は認めない。
- （3）授業後の練習時間は 1 時間程度とし、17 時を目途に下校する。
- （4）考查中の練習時間は 2 時間程度とし、16 時を目途に下校する。
- （5）上記について、休日の練習は 2 時間程度とし、16 時を目途に下校する。
- （6）顧問が不在の場合、自主練習は原則認めない。
- （7）平常時は、最大 30 分の延長を認める。
- （8）寮生の日課は、通常通りとする。

11 その他

その他、必要がある場合は別に指示する。